



# 埼玉県報

第14号  
令和元年(2019年)  
6月21日  
金曜日

## 目次

### 告示

- 情報システム統合基盤サポートデスク等業務委託に関する入札公告（情報システム課）
- 国土調査としての指定（土地水政策課）
- 土壌汚染対策法の規定に基づく要措置区域の指定の解除（水環境課）
- 市民管理協定の認定（みどり自然課）
- 大規模小売店舗の新設に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の廃止に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 寄居都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 寄居都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 寄居都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 寄居都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 寄居都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧（下水道事業課）
- 令和元年度埼玉県立学校 38 校コンピュータ教室用機器等賃貸借に関する入札公告（高校教育指導課）
- 令和元年度埼玉県立学校 40 校コンピュータ教室用機器等賃貸借に関する入札公告（高校教育指導課）
- 県道飯能下名栗線の道路の占用を制限する区域の指定（飯能県土整備事務所）
- 建築基準法第 42 条第 1 項第 4 号に基づく道路の指定（川越建築安全センター）
- 建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号に基づく道路の位置の指定（熊谷建築安全センター）
- 県立病院の灯油（令和元年 8・9 月分）の調達に関する入札公告（経営管理課）
- 令和元年 6 月 3 日現在における選挙人名簿登録者数の 50 分の 1 の数等について（選挙管理委員会）
- 不在者投票を行うことができる施設の指定解除（選挙管理委員会）
- 不在者投票を行うことができる施設の指定（選挙管理委員会）
- 公職選挙法及び同法施行令等執行規程の一部改正（選挙管理委員会）
- 手話通訳士による手話通訳を付して政見を録画する放送事業者（選挙管理委員会）

## 正誤

- 埼玉県公営企業管理規程第7号中訂正（公営企業・総務課）
- 埼玉県流域下水道事業管理規程第4号中訂正（下水道管理課）
- 埼玉県流域下水道事業管理規程第5号中訂正（下水道管理課）
- 埼玉県労働委員会告示第1号中訂正（審査調整課）

## 告 示

### 埼玉県告示第百六十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和元年六月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び数量

情報システム統合基盤サポートデスク等業務委託 一式

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 履行期間

令和元年9月1日（日）から令和2年8月31日（月）まで。ただし、令和2年度において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

### (4) 履行場所

埼玉県企画財政部情報システム課長が指定する場所

### (5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額のうち令和元年9月30日（月）までの履行に係る分については当該金額の8パーセントに相当する額を、同年10月1日（火）以降の履行に係る分については当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額のうち令和元年9月30日（月）までの履行に係る分については108分の100に相当する金額、同年10月1日（火）以降の履行に係る分については110分の100に相当する金額の合計額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）を入札書に入力し、又は記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成30年埼玉県告示第857号）に基づき、業種区分「電子計算に関する業務」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加

停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) I S M S 認証又はプライバシーマークの認定を受けている者であること。

### 3 入札書の提出場所等

(1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県企画財政部情報システム課県民サービス・システム共同化担当 相浦、村上 電話 048-830-2294（直通） 電子メールa2290-34@pref.saitama.lg.jp

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

(3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和元年8月2日（金）午前10時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和元年8月1日（木）午後4時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和元年8月1日（木）午後4時まで

(4) 開札の場所及び日時

埼玉県企画財政部情報システム課 令和元年8月2日（金）午前10時30分

### 4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和元年7月12日（金）午後4時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 低入札価格調査制度に係る調査基準価格

設定する（調査基準価格未満の入札があった場合は、調査の上、当該入札を行った者を落札者とするか否かを決定する。）。

(8) 手続における交渉の有無

無

(9) 競争入札参加資格の付与

上記 2 (2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和元年 7 月 5 日 (金) までに埼玉県総務部入札審査課審査担当 (〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号 電話048-830-5775 (直通)) へ送付すること。

(10) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受領した日から30日以内に委託料を受注者に支払うものとする。

(11) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of Services Required:

Technical Support for Operation Management of Information System  
Integrated Infrastructure

(2) Deadline for Submissions:

By the electronic bidding system: 10:00 a.m., August 2, 2019

By registered mail or in person: 4:00 p.m., August 1, 2019

(3) Contact Information:

Information Systems Division, Department of Planning and Finance,  
Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301

Tel. 048-830-2294

E-mail a2290-34@pref.saitama.lg.jp

# 告 示

## 埼玉県告示第百七十号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第六条第三項の規定により、次の地籍調査を国土調査として令和元年五月十三日付けで指定したので、同条第五項の規定により、公示する。

令和元年六月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

| 調査を行う者の名称 | 調 査 地 域       | 調 査 期 間                     |
|-----------|---------------|-----------------------------|
| 加須市       | 飯積Ⅲ（飯積の一部）    | 令和元年五月十三日から<br>令和二年三月三十一日まで |
| 加須市       | 飯積Ⅳ（飯積、麦倉の一部） | 令和元年五月十三日から<br>令和二年三月三十一日まで |



## 告 示

### 埼玉県告示第百七十一号

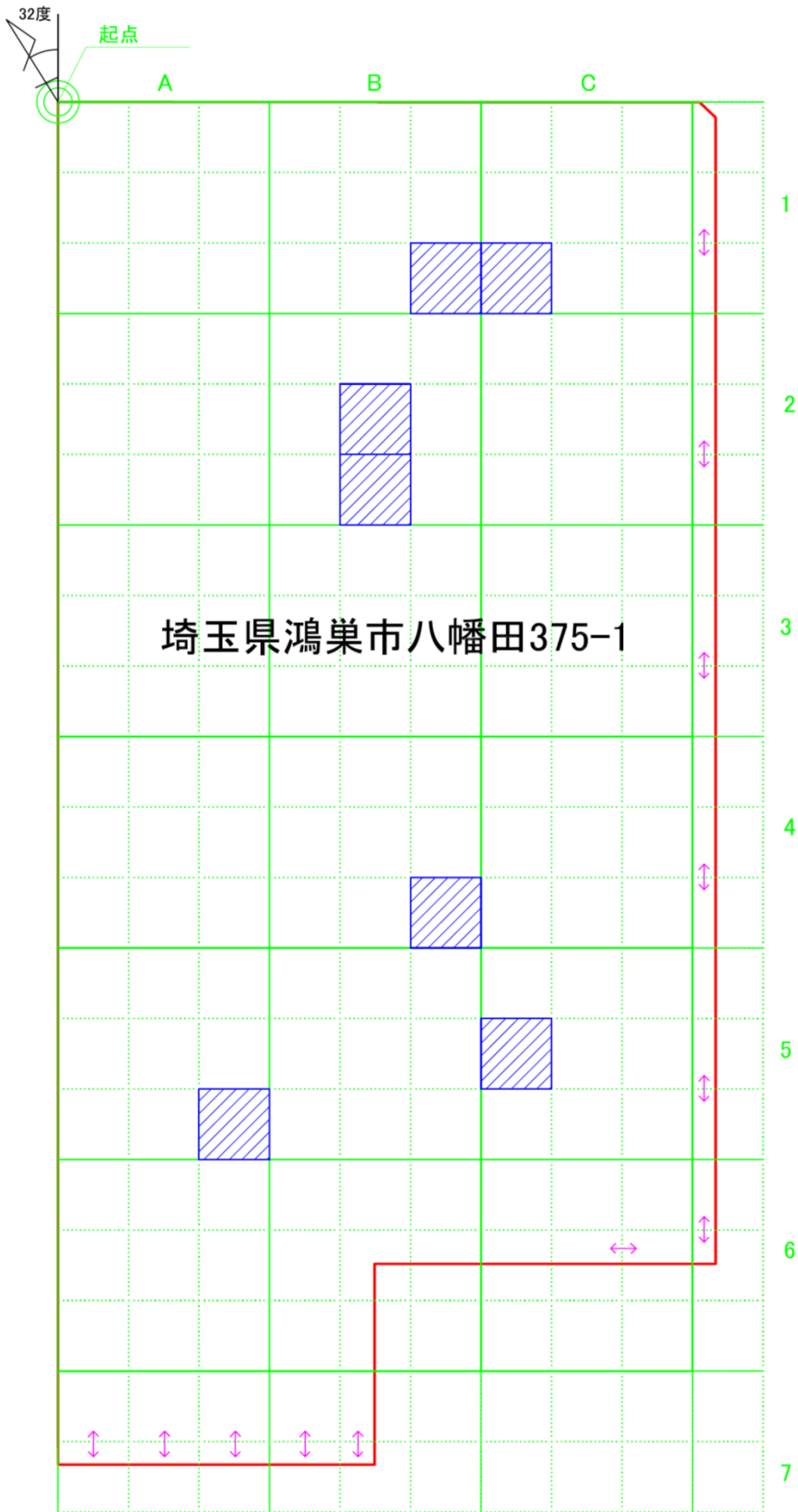
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第四項の規定により、平成二十八年埼玉県告示第千三百十九号により指定した土壌汚染対策法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三十三号）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた改正前の土壌汚染対策法第七条第一項の規定により土地の所有者等が指示を受けている区域の指定を次のとおり全部解除する。

令和元年六月二十一日

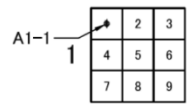
埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 要措置区域としての指定を解除する区域  
別図のとおり（埼玉県鴻巣市八幡田字入会三百七十五番一の一部）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類  
ベンゼン
- 三 講じられた指示措置等  
原位置での浄化による除去

別 図



- 敷地境界線
- 10m格子
- ↕ 区画の統合
- 30m格子



要措置区域の指定を解除する区画

## 告 示

### 埼玉県告示第百七十二号

ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例（昭和五十四年埼玉県条例第十号）第十九条第一項の規定に基づき、市民管理協定の認定をしたので、同条第二項の規定により公告する。

令和元年六月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 認定市民管理協定の名称  
小針領家御ノ木北市民緑地市民管理協定
- 二 認定市民管理協定の目的となる緑地の区域  
桶川市大字小針領家字御ノ木二八〇番、二八二番二
- 三 認定市民管理協定区域内の緑地の管理の方法  
イ 協定区域内における森林の整備又は景観の整備をするために必要な樹木の枝打ち、枯損した木竹の伐採、倒木の除去、下草刈り、その他荒廃した緑地を良好な状態に回復させ、維持するために必要な行為  
ロ 協定区域内における緑地保全のための研修
- ハ 協定区域内における自然観察や環境教育、緑地の再生
- 四 認定市民管理協定の有効期間  
平成三十一年二月一日から平成三十六年十二月三十一日まで
- 五 認定市民管理協定の認定年月日  
令和元年六月十八日

## 告 示

### 埼玉県告示第百七十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和元年六月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 届出の概要等

##### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）LCモール花園二期計画

埼玉県深谷市荒川字鍛冶ヶ谷戸三百五十六番外

##### ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の

氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

LCホールディングス株式会社 代表取締役 金子修

東京都港区赤坂一丁目十二番三十二号

株式会社ニトリ 代表取締役 白井俊之

北海道札幌市北区新琴似七条一丁目二番三十九号

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社ニトリ 代表取締役 白井俊之

北海道札幌市北区新琴似七条一丁目二番三十九号 外 計二者

##### ハ 大規模小売店舗の新設をする日

令和二年二月七日

##### ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

三千六百三十二平方メートル

##### ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一八四台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一〇台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 八四・二五平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 三三・七二立方メートル

へ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前九時から午後九時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後九時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 四か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時

ト 届出年月日

令和元年六月六日

二 縦覧期間

令和元年六月二十一日から令和元年十月二十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和元年六月二十一日から令和元年十月二十一日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

## 告 示

### 埼玉県告示第百七十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定による届出があったので、同条第六項の規定により公告する。

令和元年六月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ザ・プライス川口店

埼玉県川口市栄町三丁目九十一番地

二 大規模小売店舗の設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ゼネラルサービス 代表取締役 大野洋子

埼玉県川口市栄町三丁目十四番十五号

三 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が大規模小売店舗立地法第三条第一項に定める基準面積以下となった日

令和元年五月二十日

## 告示

### 埼玉県告示第百七十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和元年六月二十一日

埼玉県知事 上田清司

#### 一 届出の概要等

##### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

グランエミオ所沢

埼玉県所沢市くすのき台一丁目十四番地五

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗内の店舗面積の合計

（変更前） 六千四百十三平方メートル

（変更後） 八千八百十一平方メートル

駐車場の位置及び収容台数

（変更前） 位置 図面省略 収容台数 三八九台

（変更後） 位置 図面省略 収容台数 三六二台

駐輪場の位置及び収容台数

（変更前） 位置 図面省略 収容台数 八二九台

（変更後） 位置 図面省略 収容台数 五八五台

荷さばき施設の位置及び面積

（変更前） 位置 図面省略 面積 三五二平方メートル

（変更後） 位置 図面省略 面積 四九五平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

（変更前） 位置 図面省略 容量 一〇九立方メートル

（変更後） 位置 図面省略 容量 一六七立方メートル

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前） 未定（店舗一―一、一―二十九―三十一、一―三十九―四十二、

一―四十七） 午前十時から午後十時

未定（店舗一―五、一―八―二十八、一―四十三―四十六、二―

一―四、二―九―二十二、二―四十一、三―一―七、三―十三―

二十二） 午前十時から午後九時

（変更後） 店舗一―一、一―四―四十二、一―四十七 午前十時から午後

十時

店舗一―五、一―八〇九、一―十一〇十七、一―十九〇二十八、  
二―一〇四、二―七、二―九〇十一、二―十三、二―十五〇二十  
二、二―四十一、三―一、三―四〇七、三―十三〇十六、三―十  
九〇二十二 午前十時から午後九時  
未定（店舗一―三十二、一―三十五、一―五十〇五十二） 午前  
十時から午後九時  
未定（店舗一―三十六） 午前零時から翌午前零時  
未定（店舗三―三十三〇三十四） 午前七時から翌午前零時

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前） 出入口の数 二か所 位置 図面省略

（変更後） 出入口の数 四か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

（変更前） 午前六時から午後十一時

（変更後） 荷さばき施設① 午前六時から午後十一時

荷さばき施設② 午前六時から午後十時

荷さばき施設③ 午前六時から午後十時

ハ 変更年月日

令和二年九月一日

ニ 届出年月日

令和元年六月十日

二 縦覧期間

令和元年六月二十一日から令和元年十月二十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和元年六月二十一日から令和元年十月二十一日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課



# 告 示

## 埼玉県告示第百七十六号

測量計画機関である国土交通省関東地方整備局大宮国道事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年六月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 測量計画機関

国土交通省関東地方整備局大宮国道事務所

### 二 作業種類

公共測量（航空レーザー測量）

### 三 作業地域

国道4号、国道16号、国道17号、国道298号（埼玉県内）

### 四 作業期間

令和元年五月十五日から令和元年十一月二十九日まで

# 告 示

## 埼玉県告示第百七十七号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和元年六月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 許可番号

第二〇一七―二十一―一号

### 二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県羽生市大字砂山字上宿六百四十一番 他六十六筆

### 三 雨水流出抑制施設の容量

容量 二千六百三十・八四立方メートル

## 告 示

### 埼玉県告示第百七十八号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和元年六月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 許可番号

第二〇一八―十三―〇号

#### 二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県入間郡三芳町大字上富字八軒家二千五十六番二他十八筆

#### 三 雨水流出抑制施設の容量

容量 五百立方メートル

## 告 示

### 埼玉県告示第七十九号

深谷市から寄居都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和元年六月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

### 埼玉県告示第百八十号

深谷市から寄居都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和元年六月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

### 埼玉県告示第百八十一号

深谷市から寄居都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和元年六月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

### 埼玉県告示第百八十二号

深谷市から寄居都市計画道路の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和元年六月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

### 埼玉県告示第百八十三号

深谷市から寄居都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県下水道局下水道事業課において縦覧に供する。

令和元年六月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司



## 告 示

### 埼玉県告示第百八十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和元年六月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び数量

令和元年度埼玉県立学校38校コンピュータ教室用機器等賃貸借 一式

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 履行期間

令和元年11月1日（金）から令和6年7月31日（水）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

### (4) 履行場所

埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課長が指定する場所

### (5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成30年埼玉県告示第857号）に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認めら

れた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課学びの改革担当 平尾 電話048-830-6773（直通）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和元年7月30日（火）午前10時30分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和元年7月29日（月）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和元年7月30日（火）午前10時30分まで

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課 令和元年7月30日（火）午前11時

### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、

免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和元年7月12日（金）午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(9) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased: equipment related to computer rooms for 38 schools.

(2) Time-limit for the tender: By the electronic tender system; 10:30 a.m. July 30, 2019, By mail; 5:00 p.m. July 29, 2019, In person; 10:30 a.m.

July 30, 2019.

- (3) Contact point for the notice: High School Education Management Division,  
Prefectural Schools Department, Education Bureau, Saitama Prefectural  
Government, Takasago3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken  
330-9301, Telephone 048-830-6773.

## 告 示

### 埼玉県告示第百八十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和元年六月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び数量

令和元年度埼玉県立学校40校コンピュータ教室用機器等賃貸借 一式

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 履行期間

令和元年11月1日（金）から令和6年7月31日（水）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

### (4) 履行場所

埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課長が指定する場所

### (5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成30年埼玉県告示第857号）に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認めら

れた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課学びの改革担当 平尾 電話048-830-6773（直通）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和元年7月30日（火）午前10時30分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和元年7月29日（月）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和元年7月30日（火）午前10時30分まで

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課 令和元年7月30日（火）午前11時

### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、



免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和元年7月12日（金）午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(9) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased: equipment related to computer rooms for 40 schools.

(2) Time-limit for the tender: By the electronic tender system; 10:30 a.m. July 30, 2019, By mail; 5:00 p.m. July 29, 2019, In person; 10:30 a.m.

July 30, 2019.

- (3) Contact point for the notice: High School Education Management Division,  
Prefectural Schools Department, Education Bureau, Saitama Prefectural  
Government, Takasago3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken  
330-9301, Telephone 048-830-6773.

## 告 示

### 埼玉県飯能県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定により次のとおり公示する。

その関係図面は、令和元年六月二十一日から二週間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年六月二十一日

埼玉県飯能県土整備事務所長 小宮山 節 男

一 道路の種類及び路線名 占用を制限する区域

県道 飯能下名栗線 飯能市大字飯能字向來四四六番二地先から同市大字

飯能字一盃山五四〇番一地先まで

二 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りではない。

三 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四 占用の制限の開始の期日

令和元年六月二十一日

## 告 示

### 埼玉県川越建築安全センター所長告示第二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

令和元年六月二十一日

埼玉県川越建築安全センター所長 松 井 直 行

|   |                            |
|---|----------------------------|
| 第二号   | 指定番号                       |
| 建築基準法<br>第四十二条<br>第一項第四号  | 指定に係る<br>道路の種類             |
| 令和元年<br>六月十一日   | 指定の年月日                     |
| 入間市河原町千二百八十八・一、・三、・八、<br>・九、・十、・十一、千二百八十九・三、・四、<br>千三百七・十九、・二十三、・二十六、千三百<br>八・三の各一部 | 指定に係る道路の位置                 |
| 四十六・九   | 指定に係る<br>道路の延長<br>(単位メートル) |
| 四・〇   | 指定に係る<br>道路の幅員<br>(単位メートル) |

## 告 示

### 埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置の指定を次のとおり行った。

令和元年六月二十一日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 稗 田 明 弘

|                               |                            |
|-------------------------------|----------------------------|
| 第一号                           | 指定番号                       |
| 建築基準法<br>第四十二条<br>第一項第五号      | 指定に係る<br>道路の種類             |
| 令和元年六月十<br>三日                 | 指定の年月日                     |
| 埼玉県児玉郡上里町大字七本木字本郷南三千七<br>十八番一 | 指定に係る道路の位置                 |
| 三十二・〇二                        | 指定に係る<br>道路の延長<br>(単位メートル) |
| 五・〇〇                          | 指定に係る<br>道路の幅員<br>(単位メートル) |

# 告 示

## 埼玉県病院事業告示第五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和元年六月二十一日

埼玉県病院事業管理者 岩 中 督



## 1 調達内容

### (1) 購入案件名及び予定数量

県立病院で使用する灯油（令和元年8・9月分）

JIS 1号 87,900リットル

### (2) 購入案件の仕様等

物品購入仕様書及び入札説明書による。

### (3) 履行期間

令和元年8月1日から令和元年9月30日まで

### (4) 納入場所

ア 埼玉県熊谷市板井1696番地 埼玉県立循環器・呼吸器病センター

イ 埼玉県北足立郡伊奈町小室818番地2 埼玉県立精神医療センター

### (5) 一連の調達契約に関する事項

今後調達が予定される数量及び入札公告予定時期

灯油 JIS 1号 85,900リットル

令和元年8月

### (6) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送（書留郵便に限る。）又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成30年埼玉県告示第857号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を

受けていない者であること。

### 3 入札書等の提出場所等

(1) 紙媒体の入札書等を郵送又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、

物品購入仕様書及び入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目13番3号

埼玉県病院局経営管理課 医事・共同購入担当 石井

電話048-830-5985（直通） ファクシミリ048-830-4905

(2) 物品購入仕様書及び入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する。(事前に電話により連絡すること。)

(3) 入札説明会の有無

無

(4) 入札書の受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合

競争入札参加資格の確認結果通知期限（入札説明書に記載）から令和元年7月24日午後2時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和元年7月23日午後5時まで

上記期限内必着。郵送の場合は書留郵便によること。

(5) 開札の場所及び日時

埼玉県病院局経営管理課 令和元年7月24日午後2時10分

開札への立会いは不要とする。

### 4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約希望単価に予定数量を乗じた金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県病院事業財務規程（平成14年埼玉県病院事業管理規程第4号。以下「財務規程」という。）第134条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

## イ 契約保証金

契約の相手方は、契約単価に予定数量を乗じた金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第118条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

## (3) 入札者に要求される事項

この入札への参加を希望する者は、入札説明書で示すとおり、必要な書類を令和元年7月5日午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

## (4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規程第139条又は埼玉県病院事業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成14年病院事業管理規程第9号）第9条の規定に該当する入札書

エ その他入札説明書に記載された無効要件に該当するもの

## (5) 契約書作成の要否

要

## (6) 落札者の決定方法

財務規程第136条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

## (7) 手続における交渉の有無

無

## (8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を、登録を希望する月の前月5日（5日が土日祝日の場合は次の平日）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ提出し、入札参加に必要な資格を取得すること。年度末等、登録申請期限が変更となる場合があるので、必ず事前に「電子入札総合案内」又は上記入札審査課で確認すること。

(9) 支払条件

発注者は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Kerosene JIS(No.1) 87,900ℓ

(2) Time-limit for tender:

2:00 p.m. July 24, 2019 (Bidding by registered mail must be received by 5:00 p.m. July 23, 2019)

(3) Contact Information:

Hospital Management Division, Prefectural Hospitals Bureau,  
Saitama Prefectural Government, Takasago 3-13-3, Urawa-ku, Saitama-shi,  
Saitama-ken 330-0063 Japan  
Telephone: 048-830-5985

# 告示

## 埼玉県選管告示第八号

令和元年六月三日現在の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項、第七十五条第一項、第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項の規定における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数及び三分の一の数は、次のとおりである。

令和元年六月二十一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

一二二、四七二人

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条第一項における選挙権を有する者の総数の八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

八六五、四四八人

三 地方自治法第八十条第一項における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあっては、その四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

### 選挙区

数

|               |          |
|---------------|----------|
| 南第一区 草加市      | 六八、五八三人  |
| 南第二区 川口市      | 一四六、九四一人 |
| 南第三区 さいたま市西区  | 二五、一五一人  |
| 南第四区 さいたま市北区  | 四〇、四五一一人 |
| 南第五区 さいたま市大宮区 | 三二、五二七人  |
| 南第六区 さいたま市見沼区 | 四五、〇六八人  |
| 南第七区 さいたま市中央区 | 二七、九〇四人  |
| 南第八区 さいたま市桜区  | 二六、四八三人  |
| 南第九区 さいたま市浦和区 | 四四、四四八人  |
| 南第十区 さいたま市南区  | 五一、四六四人  |

|        |                       |         |
|--------|-----------------------|---------|
| 南第十一区  | さいたま市緑区               | 三三、九四五人 |
| 南第十二区  | さいたま市岩槻区              | 三一、四四五人 |
| 南第十三区  | 上尾市・伊奈町               | 七五、八八六人 |
| 南第十四区  | 桶川市                   | 二一、三一二人 |
| 南第十五区  | 北本市                   | 一九、一二七人 |
| 南第十六区  | 鴻巣市                   | 三三、四七九人 |
| 南第十七区  | 志木市                   | 二〇、九〇五人 |
| 南第十八区  | 新座市                   | 四五、四七二人 |
| 南第十九区  | 蕨市                    | 二〇、〇一一人 |
| 南第二十区  | 戸田市                   | 三六、三七九人 |
| 南第二十一区 | 朝霞市                   | 三八、〇六七人 |
| 南第二十二区 | 和光市                   | 二二、四九三人 |
| 西第一区   | 所沢市                   | 九六、六三〇人 |
| 西第二区   | 入間市                   | 四一、六三五人 |
| 西第三区   | 飯能市                   | 二二、七六二人 |
| 西第四区   | 狭山市                   | 四三、〇五一人 |
| 西第五区   | ふじみ野市・三芳町             | 四一、八三七人 |
| 西第六区   | 富士見市                  | 三〇、六九〇人 |
| 西第七区   | 川越市                   | 九七、四六六人 |
| 西第八区   | 日高市                   | 一五、六六三人 |
| 西第九区   | 毛呂山町・越生町・鳩山町          | 一七、二八六人 |
| 西第十区   | 坂戸市                   | 二七、八五一人 |
| 西第十一区  | 鶴ヶ島市                  | 一九、五六二人 |
| 西第十二区  | 東松山市・川島町・吉見町          | 三六、五〇九人 |
| 西第十三区  | 滑川町・嵐山町・小川町・ときがわ町     | 二二、二〇五人 |
| 北第一区   | 秩父市                   | 一七、七九〇人 |
| 北第二区   | 横瀬町・皆野町・長瀨町・小鹿野町・東秩父村 | 一一、四二〇人 |
| 北第三区   | 本庄市・神川町・上里町           | 三三、九三七人 |
| 北第四区   | 深谷市・美里町・寄居町           | 五二、五八一人 |
| 北第五区   | 熊谷市                   | 五五、四九八人 |
| 東第一区   | 行田市                   | 二二、九八一人 |
| 東第二区   | 羽生市                   | 一五、三二二人 |
| 東第三区   | 加須市                   | 三一、八三五人 |
| 東第四区   | 久喜市                   | 四三、三五二人 |

|       |         |         |
|-------|---------|---------|
| 東第五区  | 蓮田市     | 一七、五八六人 |
| 東第六区  | 白岡市・宮代町 | 二四、四一五人 |
| 東第七区  | 春日部市    | 六六、五二四人 |
| 東第八区  | 越谷市     | 九四、六八二人 |
| 東第九区  | 八潮市     | 二四、七六九人 |
| 東第十区  | 三郷市     | 三八、八九三人 |
| 東第十一区 | 幸手市・杉戸町 | 二七、四六八人 |
| 東第十二区 | 吉川市・松伏町 | 二七、八六五人 |

# 告示

## 埼玉県選管告示第九号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項  
第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者  
投票を行うことができる次の施設につき、その指定を解除した。

令和元年六月二十一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細田 徳治

| 種別    | 施設の開設主体及び名称                        | 所在地                      |
|-------|------------------------------------|--------------------------|
| 病院    | 医療法人 蒼龍会<br>武蔵嵐山病院                 | 埼玉県比企郡嵐山町<br>大字太郎丸百三十五番地 |
| 病院    | 医療法人社団 あずま会<br>介護老人保健施設<br>葵の園・春日部 | 埼玉県春日部市<br>金崎七十一番一号      |
| 老人ホーム | 羽生市立<br>養護老人ホーム清和園                 | 埼玉県羽生市<br>大字上岩瀬三百七十九番地   |



告 示

埼玉県選管告示第十号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項  
 第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者  
 投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

令和元年六月二十一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

| 種 別   | 施設の開設主体及び名称                          | 所 在 地                    |
|-------|--------------------------------------|--------------------------|
| 病院    | 医療法人 蒼龍会<br>武蔵嵐山病院                   | 埼玉県東松山市<br>上唐子千三百十二番地一   |
| 病院    | 医療法人社団 葵会<br>介護老人保健施設 葵の園・春日部        | 埼玉県春日部市<br>金崎七十一番一号      |
| 病院    | 医療法人財団 新生会<br>大宮共立病院介護医療院            | 埼玉県さいたま市見沼区<br>片柳千五百五十番地 |
| 老人ホーム | 社会福祉法人 樹会<br>地域密着型<br>特別養護老人ホーム 鶴ヶ岡苑 | 埼玉県ふじみ野市<br>西鶴ヶ岡二千百五十八番三 |
| 老人ホーム | 社会福祉法人 青芳会<br>特別養護老人ホーム<br>鍵山苑 1号館   | 埼玉県入間市<br>鍵山三丁目十一番二号     |
| 老人ホーム | 社会福祉法人 青芳会<br>特別養護老人ホーム<br>鍵山苑 2号館   | 埼玉県入間市<br>鍵山三丁目十一番二号     |
| 老人ホーム | 社会福祉法人 栄光会<br>特別養護老人ホーム<br>なみきロイヤルの園 | 埼玉県所沢市<br>北原町千三百七十五番地二   |
| 老人ホーム | 社会福祉法人 さきたま会<br>養護老人ホーム 清和園          | 埼玉県羽生市<br>大字上岩瀬三百七十九番地   |

## 告示

### 埼玉県選管告示第十一号

公職選挙法及び同法施行令等執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和元年六月二十一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

公職選挙法及び同法施行令等執行規程の一部を改正する告示

公職選挙法及び同法施行令等執行規程（平成七年埼玉県選管告示第十五号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項中「用紙に記載した」を「用紙（県選挙管理委員会が提供する同様式の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含む。）に記載し、又は記録した」に改め、同条第二項中「正副二通」、「手札型、」及び「正副二葉」を削る。

第四十四条第二項中「手札型、」及び「正副二葉」を削る。

第四十五条第一項中「黒色の色素により記載し」を「無彩色で記載し、又は記録し」に改め、同条第二項中「記載する」を「記載し、又は記録する」に改め、同条第三項中「記載し」を「記載し、又は記録し」に改め、同条第四項中「記載」を「記載又は記録」に改め、同条第五項中「記載し」を「記載し、又は記録し」に、「記載する」を「記載し、又は記録する」に改める。

第四十六条第一項中「記載した」を削り、「記載」を「記載又は記録」に改める。

第四十七条第一項中「正副二通」を削る。

第五十条第一項を削り、同条第二項を同条とする。

別記第二十号様式中「本号」を削り、「2冊（別紙のとおり）」及び「2葉（別紙のとおり）」を「別紙のとおり」に改める。

### 附 則

この告示は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 埼玉県選管告示第十二号

政見放送及び経歴放送実施規程（平成六年自治省告示第百六十五号）第八条第七項の規定により、手話通訳士による手話通訳を付して政見を録画する放送事業者を次のとおり定める。

平成二十三年埼玉県選管告示第三十六号（埼玉県知事の選挙において手話通訳士による手話通訳を付して政見を録画する放送事業者）は、廃止する。

なお、この告示の規定は、この告示の施行の日以後その期日を公示又は告示される選挙から適用する。

令和元年六月二十一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

一 日本放送協会

二 株式会社テレビ埼玉

## 正 誤

埼玉県公営企業管理規程第七号（平成三十一年三月二十九日第三千九十二号）中  
訂正

ページ 附則中 行

三 第一項本文 前から一

誤

この規程は、公布の日から施行し、改正後の第十四条から第十四条の四まで、及び第十五条の規定は、平成三十二年四月一日から施行する。

正

この規程は、平成三十二年四月一日から施行する。

## 正 誤

埼玉県流域下水道事業管理規程第四号（平成三十一年三月二十九日第三千九十二号）中訂正

ページ 行

一 後から一

誤

（施工期日等）

正

（施行期日）

ページ 行

二 前から一から二まで

誤

改正後の第二十四条及び第二十四条の二の規定

正

第二十四条の改正規定及び同条の次に一条を加える改正規定

## 正 誤

埼玉県流域下水道事業管理規程第五号（平成三十一年三月二十九日第三千九十二号）中訂正

ページ 行

三 前から二

誤

（施行期日等）

正

（施行期日）

ページ 行

三 前から三から四まで

誤

公布の日から施行する。ただし、改正後の第十五条から第十五条の四まで及び第十六条第二項の規定は、平成三十二年四月一日から施行する。

正

平成三十二年四月一日から施行する。

正 誤

正 埼玉県労働委員会告示第一号（平成三十一年三月二十九日第三千九十二号）中訂

ページ 行

一 前から七

誤

平成十三年埼玉県労働委員会告示第一号

正

平成十三年埼玉県地方労働委員会告示第一号